

○国土交通省告示第三百十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十三日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道278号改築工事（函館新外環状道路「空港道路」・北海道函館市石川町地内から同市赤川町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道函館市石川町、桔梗町、亀田中野町及び赤川町地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

## 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道函館市桔梗町地内から同市上湯川町地内までの延長10.0 kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道278号改築工事（函館新外環状道路「空港道路」）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道278号改築工事（函館新外環状道路「空港道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道278号（以下「本路線」という。）は、函館市を起点とし、北海道茅部郡鹿部町を経て同郡森町に至る延長114.3kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する函館市は、北海道の南部地域（以下「道南地域」という。）における中核都市であり、函館空港等を経由して道南地域からカーネーション、マグロ等の農水産品が本州等へ出荷されている。また、道南地域には特別史跡である五稜郭跡、大沼国定公園等の観光資源があり、道内外から多くの観光客が訪れている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線、道道函館南茅部線及び道道函館上磯線（以下「現道」という。）は、函館市の市街地を通過していることから、物流等による通過交通と地域住民の地域内交通とがふくそうし、特に市中心部を通過する一部区間においては慢性的な交通混雑が発生しており、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、道道函館南茅部線における自動車交通量は、函館市本町地内で21,613台/日、同市湯川町地内で31,091台/日であり、混雑度はそれぞれ1.76、2.01となっている。

本件事業の完成により、函館市の市街地をバイパスする自動車専用道路が整備されることから、所要時間の短縮及び定時性の確保が図られ、物流の効率化等に寄与することが認められる。また、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である北海道知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成18年11月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られることから、遮音壁を設置するなど環境保全のための措置を講じるものとされている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年3月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については、遮音壁の設置等により環境基準を満足するとされていることから、起業者等は本件事業の施行に当たり当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念

物であるオジロワシ、オオワシ及びクマゲラ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているテングコウモリ等が確認されている。オジロワシ、オオワシ、クマゲラ、オオタカ及びハヤブサについては、営巣が確認されておらず、計画路線の周辺に同様の生息環境が広く分布していることなどから、影響は小さいとされている。テングコウモリについては、起業者は、専門家の指導助言を受け、移動空間の確保等の必要な保全措置を講じることとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているクマガイソウ、準絶滅危惧として掲載されているエビネ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所では生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が20箇所存在するが、このうち1箇所については発掘調査が完了しており、現地保存が必要な遺構等は確認されていない。起業者は、残る19箇所についても北海道教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### **(3) 事業計画の合理性**

本件事業は、函館市の市街地をバイパスする自動車専用道路の整備による所要時間の短縮及び定時性の確保並びに現道の交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づき、4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成18年11月10日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## **4 法第20条第4号の要件への適合性**

### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、函館市の市街地をバイパスする自動車専用道路の整備により、所要時間の短縮及び定時性の確保を図るとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、函館市長を会長とする函館広域幹線道路整備促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道函館市役所